

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監7の第1号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 市設建築物（庁舎等）の個別施設計画に基づく維持管理に関する事務

所管所属：住之江区役所

通知日：令和7年5月27日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>法定点検の実施について改善を求めたもの</p> <p>フロンの排出抑制法に基づく点検について、簡易点検及び日常点検は実施されているが点検の記録が保存されていない施設が確認された。</p> <p>【指摘事項】 住之江区役所は、フロンの排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施し、点検の記録を保存する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【総務課（本庁舎・区民ホール・分館）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロンの排出抑制法に基づく簡易点検を適切に実施し、点検の記録を保存したことを確認するため、四半期ごとに庁舎管理担当において会議を開催し確認を行う仕組みを構築することを、令和6年12月24日に開催した庁舎管理担当者会議にて確認した。この取扱いは、人事異動の際も引継書類に記載することにより確実に引継ぎを行う。 	措置済	令和6年12月24日
2	<p>日常点検の実施方法について改善を求めたもの</p> <p>日常点検について、定期確認を実施した記録である日常点検チェックシートが保存されていなかった。</p> <p>【指摘事項】 住之江区役所は、関係職員に日常点検ハンドブックに示されている日常点検の実施方法を理解させた上で、適切に日常点検を実施するとともに、定期確認を実施した記録を作成し、組織で共有されたい。</p>	<p>【総務課（本庁舎・分館）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月24日に庁舎管理担当において会議を行い、市設建築物日常点検ハンドブックに示されている日常点検の重要性や実施方法について共有し、理解を深めるとともに、適切な日常点検が実施できているかについて、四半期ごとに庁舎管理担当において会議を開催し、定期確認を実施した記録の確認を行う仕組みを構築したことを確認した。 ・日常点検チェックシートにおける点検項目について、令和7年3月に必要な点検を実施し、同月25日に庁舎管理担当において会議を行い、定期確認を実施した記録の確認を行った。 <p>【協働まちづくり課（区民ホール）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年9月24日に日常点検ハンドブックに基づき日常点検を実施した後、定期確認を実施した記録を作成し、供覧により組織で共有を行った。 ・令和6年12月4日に関係職員による会議を行い、市設建築物日常点検ハンドブックに示されている日常点検の実施方法や重要性について共有し、理解を深めるとともに、定期的に日常点検の実施内容を確認することを共有した。 	措置済	令和7年3月25日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>施設カルテの整備について改善を求めたもの</p> <p>施設カルテの更新は行われていたが、点検での指摘内容、緊急度などの入力不足していた。</p> <p>【指摘事項】 住之江区役所は、関係職員に施設カルテ整備・更新の重要性を再認識させた上で、入力内容の不備について修正を行うとともに、更新状況を確認する仕組みを構築されたい。</p>	<p>【総務課（本庁舎・分館）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月24日に庁舎管理担当において会議を行い、施設カルテ整備・更新の重要性について共有し理解を深めるとともに、施設カルテの更新状況について、四半期ごとに庁舎管理担当において会議を開催し確認を行う仕組みを構築したことを確認した。 入力内容の不備について、保守点検の作業日報や施設修繕記録等を再確認して修正を行い、令和7年3月25日に庁舎管理担当において会議を開催し、施設カルテの更新内容について確認した。 <p>【協働まちづくり課（区民ホール・住之江会館）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月20日に関係職員により会議を行い、施設カルテ整備・運用マニュアルの内容を再確認することにより、施設カルテ整備・更新の重要性について再認識した。 入力内容の不備について、点検結果の報告内容等を再確認し、令和7年1月28日に施設カルテの入力内容の修正が完了した。 施設カルテの更新状況について、更新を適切に行うための手順書を令和7年1月30日に作成し、四半期ごとに関係職員において会議を開催し確認を行う仕組みを構築した。 	措置済	令和7年3月25日